

志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例

第1 条例の名称

志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例

【解説】

条例の名称は条例の理念や目的が適切に反映され、内容を表し、市民にとってなじみやすいものであることが重要です。

本市は平成20年3月に策定した「志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン」に基づき、これまで男女共同参画に関する様々な啓発活動等を実施してきました。

「多様な性の尊重」などの新たな価値観の創出が社会における重要な視点となっている現在では、新たに条例を作るに当たり「男女共同参画」という文言を使用するよりも男女共同参画を含めた多様性とその包摂が重要視されることを見据えて、「ひとがともに輝くまちづくり条例」としました。

第2 各条文の解説

前文

我が国においては、日本国憲法に ① 個人の尊重 と ② 法の下での平等 がうたわれ、③ 国際社会における取組とも連動 しつつ、④ 男女平等の実現に向けた様々な取組 が着実に進められてきた。

本市においても男女共同参画社会の形成を最重要課題の一つとし、⑤ 「共生・協働・自立」の社会づくりを推進するために様々な施策に取り組んでいる。

しかしながら、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、⑥ 性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行 等が依然として根強く存在するなど、男女共同参画社会の形成への妨げとなる多くの課題が残されている。一方、⑦ 様々な人々が互いの違いを認め、理解し合うことの重要性 は高まりを見せており、男女の性別にとらわれず、性的指向や性自認といった ⑧ 性の多様性 を尊重し合い、全ての人が幸福を感じながら生きていける社会の実現が求められている。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、性別にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、ひとがともに輝く社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民、及び事業者が一体となって ⑨ 総合的かつ計画的 に推進するため、この条例を制定する。

【解説】

前文は一般的に、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものとして置かれます。

本文においても、市、市民及び事業者が一体となって、性別にかかわらず平等な社会参画の実現に向けた強い決意の表れを示しています。

① 個人の尊重

憲法第 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。

② 法の下での平等

憲法第 14 条第 1 項は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。

③ 国際社会における取組とも連動

男女共同参画社会基本法第 7 条は「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。」としています。こうした中、平成 27 年 9 月に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

④ 男女平等の実現に向けた様々な取組

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という)が制定され、翌年には基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされています。また、平成 13 年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」によりドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という)は重大な人権侵害であると明確に位置付けられました。さらに平成 27 年には、自らの意思で働くことを希望する女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という)が制定されました。

⑤ 「共生・協働・自立」の社会づくり

第 2 次志布志市総合振興計画後期基本計画におけるまちづくりの基本目標の一つです。

⑥ 性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行

男性、女性という性別で役割が決まっているという考え方や意識のことです。これらが無意識に生活の中に根付くことで、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず、一方の性を排除したり制限したりということが考えられます。

⑦ 様々な人々が互いの違いを認め、理解し合うことの重要性

性の在り方、年齢、人種、国籍、障がいの有無、価値観など、あらゆる「違い」が存在すること、個々の多様性を受け入れ、理解することで、全ての人々がそれぞれの個性を発揮し、活躍できる社会の実現を目指すこと（ダイバーシティの推進）が求められています。

⑧ 性の多様性

女性か男性かの2択ではなく、その人が自身で認めている「性の在り方」は多様であるということ。一人ひとりの顔や性格が違うように、性の在り方も多種多様に存在します。

⑨ 総合的かつ計画的に推進する

様々な活動主体の取組を含め、市全体として将来のビジョンを明確にし、多様な施策を実施していくことです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会（以下「ひとがともに輝く社会」という。）の実現に関し、① 基本理念 を定め、② 市、市民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、ひとがともに輝く社会の形成に関する ③ 施策の基本となる事項 を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人々が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

本条例は、性別にかかわらず平等な社会参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものであり、その目的を達成するための基本理念を定め、活動主体の果たすべき役割を明らかにし、施策の実施に関して必要な事項を定めています。

① 基本理念

第3条各号に規定する7つの基本理念をいいます。

② 市、市民及び事業者の責務

第4条から第6条に規定しています。

③ 施策の基本となる事項

「第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策」の各条文に規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【解説】

本条例に用いられる主要な用語及び重要な意味を持つ用語について、条例の解釈において疑義が生じないように意義を確定させるため、定義規定を設けています。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等とは「配偶者や事実婚の関係、恋人など親密な関係にある、又はあった者」のことを指します。被害者の性別は限定していませんが、多くの場合、被害者は女性です。
- (7) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念のことです。
- (8) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、その両性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識のことです。
- (9) 性表現 服装、言葉遣い、しぐさなどの社会的性別をどう表現するかを表します（性自認とは必ずしも一致しません）。

(基本理念)

第3条 ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

【解説】

基本理念は性別にかかわらず平等な社会参画を推進するに当たって、その根幹となる考え方です。基本法第9条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されていることから、国の基本理念（第1号、第4号～第7号）と併せて、性別にかかわらず平等な社会参画を推進していく上で特に重要となる2つの基本理念（第2号、第3号）を明記しています。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、ひとがともに輝く社会を実現するための取組に当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

3 市は、学校教育及び社会教育が、ひとがともに輝く社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう志布志市教育委員会と連携を図らなければならない。

【解 説】

基本法第9条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、市は基本理念にのっとり、性別にかかわらず全ての人の実質的な社会参画の機会の平等を実現するための措置を含む施策を策定・実施する責務を有します。また、施策の推進に当たっては、市民、事業者、国、県、及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを明記しています。

さらに、施策の実現において、学校教育等の果たす役割は非常に重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力を持っています。教育に携わる方々が基本理念を理解し、男女共同参画と多様な性の尊重という視点を取り入れた教育が行われるよう、教育委員会及び学校と連携し、積極的に取り組む必要があります。

（市民の責務）

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるものとする。

2 市民は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

【解 説】

基本法第10条に規定する「国民の責務」に基づき、市民はあらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど男女共同参画の推進に関する様々な取組に努めていただくとともに、市が実施する施策を効果的に推進するため、積極的に協力していただくことを明記しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるとともに、全ての人が家庭、職場、及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

【解説】

基本法第10条に規定する「国民の責務」に「事業者の責務」は含まれますが、本条例においては、性別にかかわらず平等な社会参画の推進は、とりわけ雇用の分野における取組が必要不可欠であることから、明文化しています。

働く人が性別にかかわらず、そのライフスタイルに応じて多様な働き方を選択し、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、重要な課題です。また、市が実施する施策を効果的に推進するため、積極的に協力していただくことを明記します。

第2章 ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等

(ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別等を起因とする差別及び人権侵害
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

【解説】

「ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為」には直接的であるか間接的であるかを問わず、また差別の意識の有無に関係なく、結果的に性差別になるものも含まれます。

憲法14条第1項は「男女平等」を規定しており、男女差別を無くしていくことが重要です。また「男女」という性別に限らず性的指向や性自認等による差別的扱いや人権侵害を無くすることも重要です。それらを達成するために、ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為は、あらゆる場面で禁止されているということを表現し、周知する必要があります。

なお、本条各号の規定は市民だけでなく、一時的に本市を訪れている方や旅行者など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担、ドメスティック・バイオレンスを助長する表現及びひとがともに輝く社会の実現を阻害するおそれのある過度の性的表現を用いることがないよう十分に配慮しなければならない。

2 何人も、性的指向及び性自認の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

【解説】

様々な媒体を通して不特定多数に発信される情報の中には、固定的な性別役割分担を想起させる表現や暴力的行為の助長に繋がるような表現が見受けられることがあります。こうした表現を日頃から目にしてしまうと、当たり前のこととして社会一般に浸透していくおそれがあります。「表現の自由」は権利として尊重されるべきですが、一方で表現される側の人権についても尊重されなくてはなりません。そのため、性別にかかわらず平等な社会参画の推進を阻害するような表現を用いないように、十分留意する必要があります。

全ての人が本人の性の在り方を、いつ、誰に、どのように伝えるのか、又は伝えないのかは本人の意に反して行われるべきではありません。性の在り方についての公表の自由は、個人の権利であることを認識し、本人の意に反した暴露は絶対に起きてはならないことです。

第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策

(推進基本プラン)

第9条 市長は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的な計画（以下「推進基本プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進基本プランを策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【解説】

ひとがともに輝く社会の形成に関する施策は、市が実施する政策の土台となることであり、全ての事務事業においてその視点を取り入れることが前提となります。そのため、この施策の総合的かつ計画的な推進のためには、その基本となる計画が必要になります。

また基本計画は、基本法第14条第3項で「(抜粋) 当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」とされていることから、そこに掲げる目標について市全体で達成できるよう、市民等の意見を反映させながら策定に努めることが求められます。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

【解説】

市の施策は社会活動や経済活動など幅広く展開されることから、現実には男女が置かれている立場や多様な性に関する理解などに対する配慮が欠けると、結果的に男女共同参画や多様性の理解の推進に逆行するような影響を及ぼすことも考えられます。条例の基本理念を念頭に、施策の実現に向けて取り組む必要があります。また、ひとがともに輝く社会の実現に向けた施策については、市民の意見を聞く機会を確保し、現状把握と分析を行うことで、それを反映したものになるよう努めていく必要があります。

(推進体制の整備)

第11条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

【解説】

ひとがともに輝く社会の形成を推進するに当たっては、市は必要な体制の整備を行います。

(市民等の理解を深めるための措置及び調査研究)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報啓発活動等を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関して、必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

【解 説】

市は、広報、啓発活動及び研修機会の提供などを継続して行い、市内で活動する個人及び団体が、本条例の基本理念について理解を深めることが出来るよう、支援に努めます。

また、市は国内外の動向及び市民の意識調査を実施するなどして的確に把握するとともに、統計データ等の必要な情報を広く収集し、分析します。

(市民等への支援)

第13条 市は、全ての人々が性別にかかわらず家庭生活における活動及び社会における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関する取組を行う市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとし、あらゆる教育の場において、誰もが平等に参画できる社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

【解 説】

市は、それぞれの活動団体が求める情報を提供するとともに、助言及び活動の場の提供を行うよう努めます。さらに男女及び多様な性の「平等な機会・待遇」を確保するためには、活動団体の積極的な取組とそれを促進する市の働きかけが必要です。そのため市はポジティブアクションの重要性の周知に努める必要があります。

また、男女及び多様な性の平等な社会参画について、教育が持つ役割の重要性は前述のとおり（第4条解説）です。積極的な取組を支えるためにも、各団体への情報提供や周知啓発活動を行い、意識形成に必要な支援を行います。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画及び多様な性の尊重の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

【解 説】

災害発生時は非常事態であり、その緊急対応においては日常における固定的性別役割分担が表面に出やすくなります。その背景には避難所運営を含む防災対策に女性の視点が入っていないことや、災害現場の意思決定に女性が参画していないことなどが挙げられます。そのため、男女及び多様な性の共同参画の視点から防災に関する課題等を洗い出し、施策の実現に取組む

必要があります。

(DV対策基本プラン)

第15条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV対策基本プラン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【解説】

性別等による差別的取扱い等によって人権が侵害された場合、関係機関と連携しながら適切な措置を講じる必要があります。特に被害者が声を上げにくいDVやセクハラについては、迅速かつ適切な処理を行う必要があります。市はその体制の整備を図るとともに、その基本となる計画策定も重要です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項で「（抜粋）当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

(女性活躍推進計画)

第16条 市長は、女性の職業生活における活躍の推進のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【解説】

近年では自らの意思で職業生活を営み、又は営もうとしている女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項で「（抜粋）当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう

努めるものとする。」とされています。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、推進基本プランに基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

【解説】

男女共同参画等を推進していくには、第9条に規定する基本計画に基づいた施策の実施状況などを評価、検証し、次年度に繋げることが重要です。市民及び事業者などの活動団体に対し、取組に対する理解と協力を求めるため、施策の実施状況をホームページなどで公表し、基本計画の進捗状況を明らかにします。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別等による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他のひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

【解説】

市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民等からの苦情については、その内容を精査し、必要に応じて審議会の意見を聴取する等、問題の解決に向けて必要な措置を講じる必要があります。

また、市民及び事業者から、男女共同参画や多様な性に対する理解の促進を阻害する行為に関して相談があった場合には、市役所内の関連部署、他の地方公共団体、警察等との連携を強化し、適切に処理します。

(志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会)

第19条 ひとがともに輝く社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進基本プランに関し、第9条第2項に規定する事項
- (2) DV対策プランに関し、第15条第2項に規定する事項
- (3) 女性活躍推進計画に関し、第16条第2項に規定する事項
- (4) 市長の諮問に応じ、ひとがともに輝く社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し必要があると認めるときは、市長に対し提言することができる。

【解説】

市が実施する取組を効果的に推進するため、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会」を設置します。この審議会は市長の諮問に応じ、プランの策定に関する事項並びに男女共同参画及び性的少数者への理解の促進に関する重要事項を審議します。

また、審議会において必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(審議会の組織)

第20条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で、公募に応じたもの
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

【解説】

委員の選任に当たっては、性別にかかわらず平等な社会参画を目指すことを目的とする審

議会として、率先して女性委員の登用を図るため、本審議会の委員の選任に当たっては、偏りのない委員構成となるように努めます。

また、審議会の委員は、本市の男女共同参画と多様な性の理解促進に関して様々な視点から議論していただく必要があるため、幅広い分野から選出します。さらに、一部の委員を市民から公募するなど、市民参画の機会を確保します。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【解説】

委員の任期について定めています。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

審議会の会長及び副会長の選任並びにその職務について定めています。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

【解 説】

審議会の会議の運営方法について定めています。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、コミュニティ推進課において処理する。

【解 説】

審議会の庶務は、コミュニティ推進課（予定）で処理することを定めています。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解 説】

条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める規則等で定めることとなります。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解 説】

条例の施行日を定めています。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている推進基本プランは、第9条第1項の規定により策定された推進基本プランとみなす。**
- 3 この条例の施行の際現に策定されているDV対策基本プランは、第15条第1項の規定により策定されたDV対策基本プランとみなす。**
- 4 この条例の施行の際現に策定されている女性活躍推進計画は、第16条第1項の規定により策定された女性活躍推進計画とみなす。**

【解 説】

本市は平成20年3月に「志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン」を策定し、現在まで男女共同参画に関する基本計画として施策を推進していますので、これを第9条第1項に規定する基本計画とみなし、引き続き取り組んでいきます。

同様に平成25年3月に「志布志市DV対策基本プラン」、平成30年3月に「志布志市女性活躍推進計画」を策定していることから、これを第15条第1項及び第16条第1項に規定する計画とみなします。